

静岡市民の  
図書館基本構想  
第2次試案



静岡市の図書館をよくする会

## 目 次

### 序章

第一次試案で示したもの	2
なぜ今、第二次試案	3
2007年の指標を設定	4

### 第一章 2007年の静岡市の図書館

サービスの質的目標	6
サービスの量的目標	12
静岡市の図書館地域館設置構想	14

### 第二章 目標実現のための基本戦略

① 空白地に地域館や分室の建設を	18
② 図書館の全域旅游サービス計画を	19
③ 図書館独自の物流システムの確立を	19
④ 利用者に開かれたコンピューターシステム	20
⑤ 移動図書館は「図書館弱者」に直接サービスを届ける手段	21
⑥ 多様な表現、多様なメディアに開かれた資料収集	21
⑦ 図書館利用に障害のある人々にバリアフリーな環境の整備を	22
⑧ 多様な文化的背景をもつ人々のために多文化サービスを	22
⑨ 市政の情報公開を図書館で	23
⑩ ビジネスライブラリーの設置	23
⑪ 病院には医者・図書館には司書	24
⑫ 学校図書館と公共図書館の連携	24
⑬ 予算の1%を図書館費に	25
⑭ 住民参加の窓口としての図書館協議会の充実を	25
⑮ 市域を越えた図書館ネットワークの整備を	26
⑯ 広がる市民ネットワーク	26
⑰ 市民の知る自由と図書館の自由を守る	27
⑱ 図書館ボランティアは三つの力の集まるところ	28

### 第三章 資料

静岡市立図書館関係年表	30
-------------	----

# 序章

静岡市の図書館をよくする会(以下「よくする会」)が、「静岡市民の図書館基本構想・第1次試案」(以下「第一次試案」)を発表してから5年余がすぎました。「よくする会」は、静岡市内に地域館をたくさんつくってほしい、図書館に司書をきちんと配置してほしい、市民参加の図書館基本構想をつくってほしいという図書館の充実を望む署名運動から出発しました。そのときの署名で司書の配置については不十分ながら一定の措置がされました。ですが、市民参加の図書館基本構想については残念ながら実現できませんでした。それでは自分たちでそれを考えていくと、この「第一次試案」を取り組みました。これは、行政のすることに反対するのではなく、自分たちで図書館についてこう考え、こういう政策を持つべきだということを追求する中で、試行錯誤ながら進んできました。

#### (1) 第1次試案で示したもの

それではこの「第一次試案」は、どういう考え方を示すことができたのでしょうか。またそれによる運動は、どこまで進んだのでしょうか。

「第一次試案」は当時の静岡市の図書館をいろいろ調べ、中央館と追手町図書館の2つの図書館で貸出点数100万点以上を貸し出していることを評価しながらも、他都市と比べて遅れている点を取り上げ、そのどうしたらいいかを示しました。「第一次試案」はこの10年間で、静岡市を図書館先進市の入口に立たせることを目標とし、その道すじを提言しました。それはいくつかのことでの実現してきています。

ひとつは、図書館は市民生活にとって必要な情報へ、市民だれもが等しく接近することをめざすべきものとしてえがき、とくにそれを進めるために16の地域館の建設が必要だとしたことです。そして市内の地図に建てられるべき地域館をえがきました。それは、地域で図書館がほしいという願いが、

「めざすべきもの」に照らして正当なものであることを示し、そのことは地域の図書館をつくる運動をみんなでげましていったと考えています。そのことを通じて地域館建設を促進することができました。

ふたつめには、図書館サービスは人であるということを強調して、125人の職員の配置を提案しました。日常的なサービスは図書館職員を通じて行われます。本をさがしているとき、調べたい本がわからないとき、専門的な知識を持った職員が必要なことを訴えました。それは行革のもとでの人べらしを防ぎ、人の配置を促しました。また「図書館ネットワーク準備室」が必

要であることを主張し、地域館準備のための人員配置が実際に行われました。

みつめに、児童、障害者など図書館のさまざまなサービスを提示し、そしてそのサービスが前進してきました。

この「第一次試案」は、市が基本構想を持たない中で、市民や行政に中にも一定の影響を生じ、静岡市の図書館の発展に少なからぬ貢献をしていると自負しています。この五年間で静岡市の図書館は、まだまだ改善される部分は多々あっても、大筋で見れば、貸出点数は、100万点から200万点へと2倍となり、目を見張る成功を収めています。これは第一次試案の示す考え方沿って「よくする会」をはじめとした市民が運動し、行政もいっしょになっていろいろ考えてきた結果だと確信しています。

## (2) なぜ今、第二次試案

私たちはこのとき、あえて「第1次試案」とこれを名づけました。それは私たちの認識や全国の図書館の経験はまだまだ発展途上であり、より以上に深く、広くなっていくと予想されたからです。はたしてそれはそのとおりになったと考えます。今こそ第2次試案を提案しなければなりません。

ひとつはこの間の図書館をめぐる変化は、全国的にも静岡においても著しいものがあるからです。これまで図書館がなかった自治体で図書館が次々つくられ、地域館が整備され、そのひとつひとつが大規模化しています。生活情報を提供する雑誌が増加し、CDやテープ、ビデオにいたるまでのAVの利用も拡大しています。これらは、現代社会が国際化、情報化、高齢化するという変化と密接に結びついており、図書館はもっとも時代のニーズにあった、市民が待ち望んでいる公的なシステムの一つだと考えられます。

私たちは静岡市の図書館を考える上で、これらの変化を見逃すわけにはいきません。その変化、サービスの内容と 図書館規模など、静岡市の図書館にとって検討しなければならない課題が示されています。それらを静岡市の図書館に創造的に取り込むことにより、静岡市の図書館充実の方向と展望を明らかにすることが必要です。

そしてもうひとつは、第1次試案で盛り込めなかった論点を拾う必要があることです。それはこの5年間の運動の中で、それがどうしても静岡市の図書館に必要だという論点です。

こうしたことを会員の中で議論してきました。まだまだ不十分な点はたくさんあると思いますが、この「第二次試案」はこの間の新しい変化、「第一次試案」でひろえなかつたことがらについてふれています。

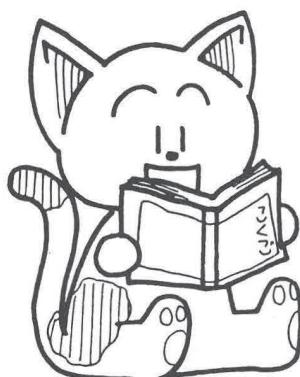
### (3) 2007年の指標を設定

この第2次試案は、10年後、2007年の静岡市の図書館ではどうあるべきかという具体的な年限を設定し、そのときに静岡市の図書館を全国のトップレベルのものにという視点で、構成されています。

第1章では、そのために必要なサービス指標の質的目標、サービス指標の量的目標を設定しています。つまり全国でトップレベルになるためには、何を指標として何を改善していったらいいかを提起しています。第2章では、その目標を達成するための17の基本的な道すじを提案し、具体的な政策を提起しています。第3章では資料編として、静岡市の図書館年表をのせていました。

こうして「第2次試案」を提案しますが、この中でもまだまだ足りない点はあります。ひとつは市民と図書館との関わりが、全体像として描けなかったことです。図書館運動をしていて、日頃考えていることを文章にすることはたいへん難しいことです。自分の姿を描くのはこれから課題だと考えます。しかし静岡市の図書館が進んでいくためには市民の力がどうしても必要だということは、確かだといわなければなりません。どんなにいいシステムができても、どんなに有能な司書が配置されても、それを十分利用したり、もっといいものを要望する市民がいなかつたらそれは発展しないからです。

静岡市の行政と市民の関係は、この間ずいぶんと変化してきましたが、これからもそれはより本当の意味でのパートナーシップということで変わらざるをえないと考えます。これを客観的にえがき、本当の意味での協力関係を提案するのは「第3次試案」にゆずりたいと思います。



# 第一章

## 2007年の静岡市の図書館 サービスの質的目標

2007年の静岡市の図書館は、サービスが量的に増えるだけでなく、質的にも向上していなくてはなりません。

質的目標といつても、要約すれば、従来から言われてきた『いつでも、どこでも、だれでも』図書館サービスを受けられる体制を徹底させること、に尽きるでしょう。さらに付け加えるとすれば、その図書館サービスは、現在～2007年に予想される情報の高度化・多様化に充分対応できるものであること、となります。

主要なサービスについては第2章で具体的に述べています。が、項目によっては取り上げきれなかったものもありますので、そうしたものもまとめて、図書館サービスの質的目標をスケッチしてみましょう。

### 制限はなるべくない方がいい

戦後の図書館史は、入館票や登録保証人など、いろいろな利用制限を撤廃する歴史もありました。これをもっと進める必要があります。

開館時間が広がれば、変則勤務の人も、介護その他いろいろな事情で昼間なかなか家を離れられない人も、行けるようになるでしょう。今まででは、おかあさんが子どものための絵本を借りたり、忙しい家族に代わって借りたりするために、家族のカードを預かって利用する形態がありました。しかし、貸出冊数の制限がなくなれば、こうした問題の多いやり方でなしに、借りる人のカードだけで済ませられます。富士市がやったような、そこに住んでいない人でも登録できるようになれば、いろんな地域の図書館を目的に応じて使い分けできだし、図書館のない地域の人達へのPRにもなるでしょう。

図書館の使い方に制限が少なくなれば、もっともっと幅広い人達が、もっと自由に、もっと多様に図書館を使えます。利用も増えることでしょう。もちろんこうした「規制緩和」に対応するためには、職員の増員やシステムの改良が欠かせません。

### 広がる図書館・出かけていく図書館

全国第2位の面積をもつ静岡市です。すべての人が身近に図書館を使えるためにはもっと分館を増やし、どんどん広がっていかなくてはなりません。

それだけではカバーしきれない地域へは、移動図書館や団体貸出など、いろいろなやり方を工夫する必要があります。また病院や老人ホームのような、自力ではなかなか外へ出られない人達の所へは、図書館の方から出かけていくことも大切でしょう。

お年寄り・障害者・外国人などへのサービスを、ハード・ソフト両面から進めていくことは、図書館が質的に広がっていくことです。図書館を使っていない人へのPR、学校図書館との連携など、出かけてやらなければならぬサービスもいろいろあります。

このように量的目標ではとらえきれない、少数派のためのサービスを確保することも、質的目標の重要な柱なのです。

### 図書館はシステムだ

静岡市の図書館がたった一つなら、そこでできることだけがその図書館のサービスです。でも分館が増えれば、それらが緊密に組織化されているかどうかで、ひとつの館が提供できるサービスの質も違ってきます。質的サービスを向上させるために、静岡の図書館は全体で一つの高度なシステムとなる必要があります。資料の分担収集、分野別の担当者会議の充実、本の運搬手段の確保と拡大、等々、やるべきことは数多くあります。

けれどもまず何より先に、中央図書館を高度化・専門化しなくてはなりません。分館へのバックアップをし、静岡市の図書館サービスシステムを、中心になって立案・組織化するのが中央図書館なのですから。残念なことに現状では、資料の収集・保存などで、県立図書館の果たすべき役割のかなりの部分を、静岡市の図書館が担わざるを得ない状態です。そのためにも、中央図書館の整備——とりわけ専門司書の充実と組織化——が重要なのです。

### つながるネットワーク

図書館同士の相互貸借が盛んになっています。静岡市の図書館にないものでも、県内はもちろん、全国から取り寄せることができるのです。ネットワークによって結ばれた図書館は、背後に、日本のすべての図書館を書庫として持っているとも言える訳ですから、このネットワークの整備は、資料提供という基本サービスの充実に欠かせません。現在ネットワークと言うと、コンピュータ網を整備すればそれで済んでしまうと考えがちですが、図書館サービスは利用者の手元に資料が届いて初めて完了するのです。物流システムや人的裏付けがなければネットワークとは言えません。

また静岡市には、市立図書館以外にも図書館類似施設が沢山あります。利用する人が重なっている場合もあるでしょう。図書館がカバーしきれない、専門的な資料を持っている所もあるでしょう。市役所自体が、行政資料の宝庫なのに、十分市民に公開されているとは言えませんし、図書館がそれらの資料の存在を十分把握できているとも言えません。こうした所と異業種ネットワークを結び、互いに情報やサービスを提供し合えば、利用できる資料の質も種類も厚くなりますし、どちらの利用者も助かります。

学校の中でも外でも、授業中でも放課後でも、図書館の使い方を知り、その楽しさを経験することは、子どもたちにとって一生の財産となるに違いありません。そのためには、公共図書館と学校図書館の二つが十全に機能していることが大前提です。しかしそれと同時に、公共図書館と学校図書館との連携、役割分担や協力関係を作っていくことが、これからますます大切になるでしょう。子どもたちによりよい図書館サービスを、という同じ目標を持つのですから。

### 情報の入口／生涯学習の拠点

現代はメディアの進化・多様化の激しいのが特徴です。図書館は情報提供施設ですから、できる限りそれらに対応していかなければなりません。新しいメディアは新しい情報を流通させ、社会はそれを前提に動くようになるでしょう。しかし、総ての人がすぐさま使える訳ではありません。ですから公共の場に、アクセスのための入口を設ける必要があります。図書館こそ、誰にでも開かれた情報の入口になるべきです。

たとえばインターネット・パソコン通信・データベースの窓口を図書館に設け、市民に開放するというようなことも検討する必要があるでしょう。これらはすでに、アメリカでは実行されているのです。

また一步進んで、市民が情報収集の方法を学習するための援助をする、新しい情報媒体を体験してみたり、使い方を覚えるための場を提供する、などのサービスも必要ではないでしょうか。生涯学習とは、市民が自分自身で学んでいくことを意味していますが、そのためには先ず学び方を知らなくてはなりません。魚を手に入れるだけでなく、魚の釣り方をも覚えるのです。図書館には情報・資料収集のノウハウが蓄積されているし、それに精通した司書もいるはずです。こうした技術の提供は、図書館を新しい形の生涯学習の拠点とするでしょう。

## 本の外にも広がる図書館

図書館の中心は今までずっと本でした。そしてそれはこれからも変わらないでしょう。本以上に豊かな情報媒体は今のところ見当たらないからです。図書館の資料収集・保存のための努力は、まず何より本に向けられなくてはなりません。

その上で、本以外の資料収集にも力を入れる必要があります。まず新しい情報を提供できるように新聞や雑誌の点数を倍増すること。CDやビデオなどは、利用のためばかりではなく、音と映像の歴史資料となるよう収集し保存していくこと。録音図書・触る絵本など、障害者のためのメディアも確保すること。CD-ROMを始めとする新しい媒体は、ハード・ソフト両方を提供できるようにすること、等々。

静岡市の資料は静岡で収集しなければ、全国どこにも収集されがないのですから、特に力を入れなくてはなりません。行政資料収集に力を入れることはもちろんですが、それだけでなく、市民レベルでのさまざまな活動の記録を収集し保存することが大事です。それがやがて、静岡市の歴史——私たち自身の作る社会の記録——となるからです。そのためには、パンフレットやチラシなど、資料としての体をなしていないものも集めていかなければならないでしょう。市民の図書館とは、そうしたささやかな市民の資料にも価値を見いだし、大切にする図書館です。

あらゆる資料は、ばらばらにある状態ではそれだけの利用価値しかありません。情報は散在していては役に立たないです。でも、まとめて分類・整理し、索引をつければ——それこそ図書館の仕事です——何倍にも貴重な情報源となります。図書館は今、資料収集だけでなく、資料組織化・資料制作の力量が問われているのです。

## 市民が参加し、支える図書館

図書館友の会が各地でできています。市民の図書館づくり運動の目標が、新しく図書館をつくることから、いまある図書館をもっとよくすることへと広がっているのです。

自治体はいまどこも財政難で、図書館予算も年々削られていく状態が続いています。そんな中で図書館を見守り、支える活動を続けることは、私たち市民にとって大切なだけでなく、図書館にとっても必要なことでしょう。図書館の楽しさや大切さをみんなにPRすること、図書館に予算を重点配分するよう市に働きかけること、ボランティア活動で図書館運営を支えることなど、市民参加の可能な分野はたくさんあります。

そのためには、なにより市民運動がもっと成長することが大切です。図書館と対等な関係を持って、建設的な提言ができるように、組織・知識・活動に力をつけなければなりません。同様に図書館も、市民の参加を受け止め、包み込み、将来プランへ有効に位置づけられる力量が必要です。それができない図書館は、ボランティアを安直な人手不足解消の手段にしてしまうか、使いこなせないことに恐れをなして市民参加を拒否してしまうか、いずれかになってしまうでしょう。どちらも図書館にとって不幸なことです。

日本の戦後図書館史は、市民と共に歩んだ歴史でした。その経験を、いまこそ思い返す必要があるのです。

## 一番最後の、そして一番重要なこと 図書館は人だ！

これまで述べてきたことを達成するための一番大切な要素、それは「人」です。こうした「人」は、司書としての専門知識（分類や検索技術・自館の蔵書構成・出版物の内容や評価など）と経験（どんな利用者がどんなものを探しているか・どうやったら一番適切なものを提供できるかなど）を持っていなくてはなりません。図書館の役割や目的に対する見識も必要です。さらに、彼らが充分な数だけ配置されていること、彼らが専門職集団として個人以上の力量を発揮できるように組織されていること、市民の知る自由を守る機関であることを自覚し、そのための職業倫理を確立していること、それがよい図書館を創り出す基本です。

人を得られなければ、どんなに予算がついても、コンピュータが描いたマニュアルが整備されていても、華々しいイベントを打ち上げても、なんにもなりません。

たとえば選書です。図書館にある本は、毎日の地道な選書を何年も、何十萬回も繰り返して集められます。洪水のような情報の中から、とても充分とは言えない予算の範囲で、現在の利用者の要求に応え、将来の可能性も予測しながら、いちばん適切なものを選んでいかなくてはならないのです。こうした選書にどれほどの知識と経験が必要かは、容易に想像がつくでしょう。図書館の蔵書は、司書の作品なのです。

また、図書館をとりまく情勢も変化しています。情報のハード・ソフトの変化、社会情勢の変化はこれまで以上に激しいでしょうし、市民の図書館に対する要望も多様化、高度化していくことでしょう。図書館とは何か、図書館はどうあるべきか、そのためには何をしたらいいのか、そのつどの検討が必要とされるでしょう。

図書館は日々成長していくものです。成長していく図書館こそがよい図書

館と言えます。量的目標・質的目標に取り上げているものはすべて、一朝一夕にできるものではないのです。人手と時間をかけてじっくりと作り上げていって、はじめて達成されるものなのです。こうした変動のただなかでの舵取りは、理念と技術と経験を持った老練な人間にしかできないことです。そうした司書が図書館に集まり、図書館と共に成長できるようにしなければなりません。



## 2007年の静岡市の図書館 —サービスの量的目標

1990年10月、私たち図書館をよくする会は、静岡市民の図書館構想第1次試案を発表しました。その中で、将来の静岡市立図書館サービスとして、計16館の本館・地域館による運営、年間250万冊の貸出（市民一人当たり5冊の貸出）120万冊の蔵書冊数、125名の職員数を目標として設定しました。

その後、現在までに静岡市立図書館は、第1次試案のサービス目標の幾つかを実現しています。貸出冊数は200万冊を超え、最近の資料購入費が減少ぎみとはいえ、蔵書冊数はほぼ100万冊と総数では県下市立図書館で最大となりました。地域館の設置も追手町図書館、藁科図書館に続いて、南部図書館、東部図書館、長田図書館が開館し計6館の設置が実現しました。しかし、貸出冊数や蔵書冊数では、県下有数の図書館となった反面、市民一人当たりのサービス指標をみるとまだまだ課題を残しています。

「市民の図書館」では貸出が、図書館の根幹となるサービスとされ、それ以後公共図書館は貸出を伸ばすことを重点として発展を続けてきました。図書館を比較する指標は幾つかありますが、住民一人当たり貸出冊数がその図書館の実力を計る指標としてよく用いられているのは、住民がその自治体の図書館を利用している実態を、一番はっきりとものがたる指標だからと言えます。

静岡市立図書館の市民一人当たり貸出冊数は、94年度で4.5冊です。図書館先進市として知られる、成田市、浦安市、藤沢市は人口規模の違いはある、すでに12~10冊の貸出を実現しています。東京23区図書館の平均で6.5冊ですから静岡市立図書館は、これら図書館の実績と比較すれば、市民一人当たり貸出冊数においてその半分に達しません。資料費についても住民一人当たり資料費は、県内図書館との比較でもまだ充分とはいえず、図書館を永続的に発展させるためには、毎年の継続的な資料購入のための資料購入費のガイドライン（市総事業費に対してのパーセント）を設ける必要があります。

今まで進展がみられた分館計画においても、市の7次総における図書館地域館の7館構想では、その奉仕密度において、図書館先進市に比べかなり見劣りがします。市の7館構想を実現した後も、継続して地域館建設を進めなければ、図書館空白地域を解消することができません。また16館建設が一巡した後は、手狭になっている現在の中央図書館の改築、移転も考える必要があります。昭和59年の建設時には、県内最大級でしたが、図書館全体の書庫機能を果たし、数を

増した分館のサポートをするには、能力が不足してしまいます。

職員数の不足についても、以前から静岡市の図書館の問題点としてあげてきました。別表にありますが、想定する規模の図書館運営をする上で、中央図書館の機能の増加も含めて計150名の職員が必要と考えられます。また職員数だけではなく、質の高い専門家集団を作り上げることも、依然として最も重要な課題の一つです。

現状について厳しい評価をしましたが、静岡市の図書館は第1次試案発表時から、着実に進展してきています。国内の先進的な図書館サービスを実施している自治体には、まだまだ差がありますが、この下記のサービス水準を実現すれば、先進的自治体の仲間入りを果たす事も可能な位置にあります。

### まとめ

第2次試案では国内の先進的な図書館サービスを実施している自治体のグループ入りを目指し、現在の倍の水準のサービスを行うことを目標とします。

具体的には、市民一人当たり10冊以上、計500万冊の年間貸出冊数。市民一人当たり2000円の資料購入費を含む、市総予算の1%の図書館予算。計150名の専門職による運営を今回試案のサービス指標として提案します。

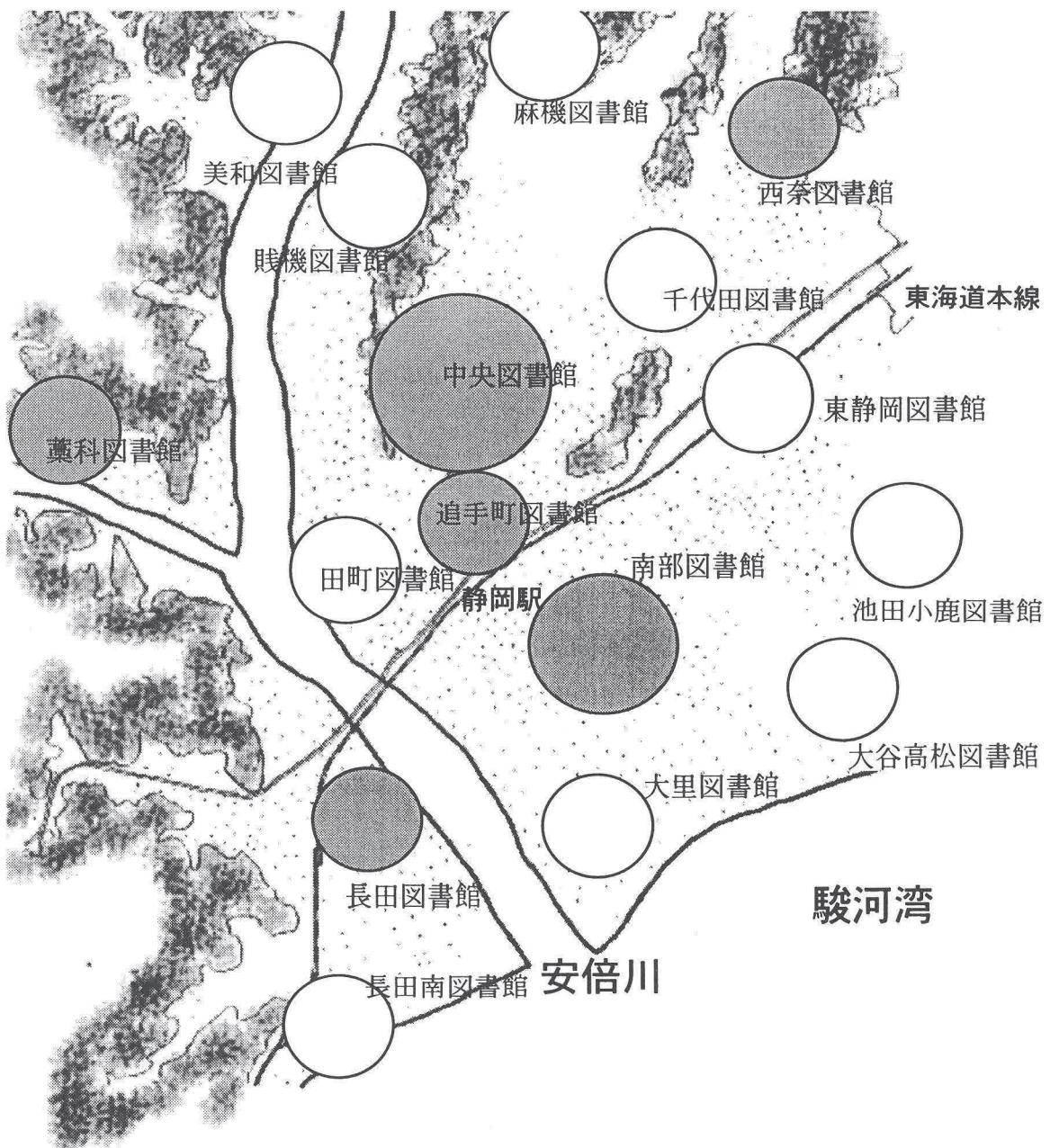


## 静岡市の図書館地域館建設構想

館名	奉仕人口	貸出冊数	施設面積	職員数
中央図書館	34,000人	700,000冊	5,300 m <sup>2</sup>	50人
移動図書館等	16,000人	100,000冊	—	—
追手町図書館	31,000人	400,000冊	660 m <sup>2</sup>	8人
薬科図書館	29,000人	300,000冊	756 m <sup>2</sup>	6人
南部図書館	53,000人	600,000冊	2,121 m <sup>2</sup>	14人
西奈図書館	28,000人	300,000冊	1,536 m <sup>2</sup>	6人
長田図書館	46,000人	500,000冊	1,113 m <sup>2</sup>	6人
千代田地区	27,000人	300,000冊	1,000 m <sup>2</sup>	6人
静岡東駅地区	18,000人	200,000冊	1,000 m <sup>2</sup>	6人
小鹿・池田地区	28,000人	250,000冊	1,000 m <sup>2</sup>	6人
※ 高松・大谷地区	33,000人	250,000冊	1,000 m <sup>2</sup>	6人
中島・下島地区	20,000人	200,000冊	1,000 m <sup>2</sup>	6人
長田南地区	20,000人	150,000冊	1,000 m <sup>2</sup>	6人
※ 賢機地区	36,000人	250,000冊	1,000 m <sup>2</sup>	6人
※ 美和地区	22,000人	200,000冊	1,000 m <sup>2</sup>	6人
麻機地区	11,000人	100,000冊	1,000 m <sup>2</sup>	6人
田町地区	20,000人	200,000冊	1,000 m <sup>2</sup>	6人
総計	472,000人	5,000,000 冊	—	150人

※ は市街化区域編入等で、将来人口増が見込まれる地域。





点は一つあたり100世帯をあらわします

●印 既存図書館

○印 未設置図書館



# 第二章

## ① 空白地域に地域館や分室の建設を

静岡市は、図書館の数が少なすぎます。自動車でなければ最寄りの図書館まで通えないような、図書館の「空白地域」にもっと多くの地域館を建設すべきです。ただちに地域館を建設する条件がない地域でも、学校や公民館の改築を機会に、まず分室を設置し、将来の地域館の建設へつなげていきたいものです。地域館の建設を必要としない山間地にも、図書館の分室を設置していくことが望されます。

まず、平野部の空白地域には、地域館、又は地域館への橋渡しとしての分室の建設が必要です。また、山間部においては、永久的な図書館サービスの拠点としての分室をつくらなくてはなりません。

地域館、平野部の分室、山間部の分室のそれぞれが満たすべき条件は、下図のとおりです。いずれの場合も、司書を含む正規の職員が運営に行うこと、図書購入予算を持つこと、図書館情報システムのコンピュータ端末を持つこと、共通の貸出カードを発行すること、リクエストや予約ができること、図書館物流システムにより、中央館はもちろん他の地域館や分室の間でも資料の移動が行われること等が、欠かせない条件です。 山間部の分室では、公民館や小学校の一部を利用するケースが考えられます。

地域	性格	蔵書数	床面積※	年間購入	奉仕人口	圏域
地域館	平野部	永久	5万冊～	1000m <sup>2</sup> ～	1万冊～	3万人～
16館構想のうち、市の7館構想に入っていない館						
分室A	平野部	暫定	2万冊～	400m <sup>2</sup> ～	4千冊～	1万人～
地域館へ移行するまでの間のパートタイム館						
分室B	山間部	永久	3千冊～	60m <sup>2</sup> ～	6百冊～	～1万人
旧安倍六ヶ村・牛妻など 現在団体貸出を行っている						

※50冊/m<sup>2</sup>として計算（日図協「図書館ハンドブック第5版」による）。ちなみに、学校の普通教室の面積は、67.5m<sup>2</sup>。

## ② 図書館の全域サービス計画を

静岡市の図書館が最初に取り組むべきこと、それは全域サービス計画の制定です。図書館のサービスは、すべての市民に平等にいきわたるべきものです。広大で変化に富んだ地勢の静岡市すべての地域をカバーするためには、中央図書館を中心に、地域館や分室、移動図書館が巡回する駐車場を計画的に配置し、効率的な情報と物流のシステムを組み上げる必要があります。こうしたシステムを整備するには、全域サービス計画が欠かせません。新館の建設や移動図書館の巡回計画は、本来、全域サービス計画を前提として行われるべきものです。

また静岡市内では、県立図書館、県や市の女性会館等の公共施設も、図書館サービスを行っています。静岡大学や常葉学園大学も、大学図書館を一般市民にある程度開放しています。全域サービス計画には、こうした市立図書館以外の施設とのネットワークによるサービスも織り込む必要があります。

静岡市は、市民が運営する家庭文庫による児童サービスが活発な地域でもあります。こうした施設がもっと活動を発展させることができるように、市の図書館システムを適用していくことも、全域サービスの一環とすべきでしょう。競輪場ライブラリーも、きちんとシステムに組み込んでほしいものです。

## ③ 図書館独自の物流システムの確立を

よく言われるよう、図書館は建物ではなくて一つの複合システムです。情報システムもその一つで、近年、コンピュータの導入によって大きく変化しました。たとえば借りた本を別の館に返したり、別の館の本を予約することもできるようになりました。しかし、こうした変革は、同時に膨大な資料の流れを生み出してしまったのです。それは、具体的には、資料が詰まった段ボール箱の山の輸送、という形で現れます。物流システムの確立が急務となりました。

図書館を人体に例えるなら、物流システムは血管網です。物流システムを確立するためには、心臓にあたる物流のセンターが必要でしょう。移動図書館・配本車・団体貸出用書庫・作業場のある物流センターが設置され、毎日、中央館・各地域館・分館を巡回できるだけの人員が配置されれば、物流システムは飛躍的に改善されます。

血液は循環を続けますが、資料の流れには終着点があります。それは、閉架書庫です。資料保存の重要性は高まる一方なのに、現在の中央図書館の閉架書庫には限界があります。そこで、新たな大型書庫を物流センターに併設することが望まれます。

#### ④ 利用者に開かれた コンピューターシステム

いくつかの図書館では、インターネット・パソコン通信などで所蔵している資料の目録を公開するサービスを始めています。これが利用できれば、家庭に居ても資料の所蔵を調べることができます。休館日でも深夜でも利用できますし、電話回線とパソコンがあればどこでも設置できるので、学校や公民館などに安いコストで図書館窓口をつくることができて、大変便利です。

しかし、このサービスをするためには、誰が何を借りているか、などの個人情報が外部に漏れないよう、プライバシー保護を万全にすることが第一です。ハッカー対策も必要でしょう。また、所蔵の有無が調べられても、実際にそれを読んだり借りたりするのが不便なままでは何にもなりませんから、地域館整備や物流システムの確立が前提となります。

また情報提供サービスの面でも、コンピューターは必要不可欠になるでしょう。印刷媒体にはない情報がネットに蓄えられようになっていけば、それらの情報を提供することが、図書館の重要な仕事になるに違いありません。インターネットの窓口を図書館に置いて、誰でも、時には無料で、自由にアクセスできるようにするサービスは、アメリカではすでに行われるようになっています。パソコンを持っていない人でもコンピューターでの情報が得られるようにする、それは、すべての人に知る権利を保証しようとする図書館にとって、なくてはならないサービスになるでしょう。

その他にも、電子（E）メールによるレンタルやリクエストなど、新しい媒体をつかった新しいサービスを、積極的に開拓していく必要があります。



## ⑤ 移動図書館は「図書館弱者」に直接サービスを届ける手段

これまで移動図書館の主な役割は、図書館のない、あるいは遠く離れた地域の住民に、図書館と同じ水準のサービスを提供するとにある、とされてきました。移動図書館による新たな利用者の開拓が、将来の図書館建設につながるともいわれてきました。では、地域館や分館の数が増え、そのサービス網が整備されれば、移動図書館の役割は終わるのでしょうか。

たしかに、図書館数が増えたことによって、多くの市民が、都合のよい曜日や時間に、より充実したサービスを受けることが可能になりました。しかし、たとえ固定館から1キロに満たない距離に住んでいても、なかなか図書館に通えない人たちがいます。それは、①自動車や自転車が利用できない人たち、老人や幼児とその母親、障害者 ②病院の入院患者や福祉施設の入所者、といった人たちです。自分から固定館に出かけていくことが難しいという意味で、こうした人たちを「図書館弱者」ということが許されるでしょう。すでに、静岡市の移動図書館は、①の図書館弱者へのサービスという性格が強くなってきています。今後は、病院や、福祉施設に積極的に働きかけ、②の人たちにも、直接、図書館サービスを提供していくことが期待されます。

## ⑥ 多様な表現、多様なメディアに開かれた資料収集

近年静岡の図書館は、多数のコミックを蔵書に加えています。CDも既に膨大な量が収集されています。今後は、CD-ROMなどもコレクションに加えられることでしょう。これらは、従来図書館が扱ってきた資料とは表現や形態が大きく異なりますが、市民が図書館に期待するものの重要な要素となっています。これから、メディアはますます多様化していくでしょう。

印刷物でも、情報のスピード化・多様化に伴って、ムックその他の新しい形式が増えています。ほんの数ページのパンフレットに、他にない情報が記録されていることも少なくありません。映像メディアも鑑賞作品だけでなく、歴史記録やハウツーものなど、いまや学習や情報収集に欠かせないものになってきています。

これらの多様な表現、多様なメディアを図書館から排除したとき、総合的な文化の記録の集積としての図書館の機能は、大きく損なわれることになりかねません。古くなって流通しなくなったメディア、たとえばレコードなどの保存も、図書館の重要な役割になるでしょう。状況に常に目を配り、資料収集方針に点検を加え、ジャンルや形態の違いを問わず、必要な資料が専門職員によって体系的に収集できる体制の確立が求められます。

## ⑦ 図書館利用に障害のある人々に バリアフリーな環境の整備を！

すべての人は、図書館を利用する公平で平等な権利を持っています。しかし現実には色々な理由によって、そのままで通常の図書館サービスを受けられない人々がいます。身体にハンディを持つ人々への対応は進められていますが、その他に在日外国人、入院患者、在宅療養患者、福祉施設・矯正施設入居者、帰国子女、非識字者などのことも考慮しなくてはなりません。

図書館で、すべての人が同じ質と量のサービスを受けるためには、このような人達に向け、それぞれの障害に応じて、きめ細かなバリアフリー（障壁のない）環境を整備することが必要です。

①障害を除くための施設及び機器の整備 ②図書館に行くことが困難な人々への図書館資料の宅配・回収・朗読・巡回サービス・図書返却サービスの実施 ③手話及び多言語に通じた職員およびボランティアの配置 ④福祉センター・点字図書館・ボランティアセンター・国際交流団体等との連携協力と援助 ⑤図書館建設計画・サービス事業計画等への、障害者の策定参画、図書館協議会委員等への就任 ⑥障害のある人を職員として採用する

## ⑧ 多様な文化的背景を持つ人々 のために多文化サービスを

静岡市には外国人登録をしている人々が、およそ50カ国、約3800人います。その半数は留学生、日本語学校生徒、英語教師、国際結婚など、あとの半数は在日韓国・朝鮮の人々です。さらに中国残留婦人・孤児、海外帰国子女も居住しています。また国内には先住民族としてアイヌ民族・琉球民族がいますし、難民もいます。これらの人々は多様な文化や生活習慣を持ち、市民に新鮮な出会いをもたらすことが多い半面、相互の情報不足により誤解と偏見が生まれる可能性もあり、現実にトラブルが生じています。

図書館は多様な文化を生きる人々に、必要な情報を必要な言語で提供でき、多文化を理解し、「共に生きる思想」を学ぶことのできる施設とならなくてはなりません。そのためには、多文化サービスを図書館業務として明確に位置づけ、次のような活動を行っていくことが望まれます。

①各母語による利用案内、館内表示 ②各母語による資料の収集 ③多文化理解講座などの開催 ④国際交流機関・ボランティア団体との連携・協力 ⑤他言語に通じた職員の配置 ⑥識字や言語学習の援助 ⑦他文化を持つ外国人の採用。

## ⑨ 市政の情報公開を図書館で —市政資料室の設置—

国民の「知る自由」は、憲法21条の基本的人権に位置づけられるといわれます。図書館は「知る自由」の責任を負う機関であり、市民が平等に情報へ接近できるようにすることを任務としています。この点で、図書館は市政情報の公開にすぐれた役割をはたせます。図書館が掲げる「資料収集・提供の自由」と「利用者の秘密を守る」ことは、行政が新たに行うこととした「情報公開」と「プライバシーの保護」に対応するからです。96年度から情報公開条例が実施されましたが、図書館を情報公開の機関と位置づければ、市民にとってもっとわかりやすく使いやすいものになるでしょう。

たとえば、追手町図書館の行政資料コーナーを市政資料室として独立させるのです。そして市が公刊した情報をすべて収集し、公開していきます。市民から要求があるものについては、非公開情報も原則として開示する場としていきます。また広く地方自治や国の動きについての情報を収集し、市の政策などを学習する場としても整備していきます。そうすれば職員が政策を作る上でも便利であり、市民の市政参画を本当に保持することになります。地方自治を共につくる市民と行政が同じ土俵で学習する、なんと愉快ではありませんか。

## ⑩ ビジネスライブラリーの設置

今後図書館に期待される役割として、ビジネスに必要な情報を入手できるビジネスライブラリーの機能があります。例えば、新製品・新商品の開発や市場調査に役立つ資料（専門書・業界雑誌・新聞・パンフレット・統計書・白書・年鑑など）を一か所にまとめて所蔵し、専門の司書を置いて相談に応じます。同じように、農業・林業・漁業に対する情報提供もできるでしょう。

図書館の全域旅游サービスシステムが整えば、どこででも最新のビジネス情報が入手できます。だから、規模の小さな業者に対して情報上のサポートを行えるのです。ビジネスライブラリーの設置は、地場産業を支援することになりますから、収集する資料は当然、静岡市の地場産業、中小企業に関するものが中心となるでしょう。

現在静岡資料コーナーと言われるものは、やがて「地域史コーナー」「行政資料室」「ビジネスライブラリー」の3つに機能分化し、それぞれ専門性を深めていくことが望まれます。図書館に対する利用者の情報要求は、そのくらい多様化・高度化してきているのです。

## ⑪ 病院には医者・図書館には司書

次の表は出版点数と図書館購入冊数の比較です。

出版点数（1年間に出版された本の数）	約50000 冊
静岡の図書館1館あたりの購入冊数	約13000 冊

「本を選ぶ」ということがどんなに大切で、そして難しいことであるかがよくわかるでしょう。こんなに沢山の中から選ぶには、本についての広い知識を持ち、利用状況や蔵書構成を把握している人が必要です。その上、何十万冊もの既刊書や蔵書の中から、利用者が捜している本を探し出すのです。図書館の職員が司書という専門職員でなければならないのは、そのためです。

市民生活にはますます情報が必要になっていて、その情報の種類も範囲も、広域化・高度化しています。プライバシー保護や知的自由などの問題にも対処しなくてはなりません。それら全部をカバーし、高度なサービスをするためには、大勢の司書の緊密な協力体制が不可欠です。図書館がシステムであるのと同じく、司書もシステムを作らなくては、個人の力だけではとても対応しきれないのです。集団としての力を十分発揮できるために、司書職という専門職制度をぜひともつくるなくてはなりません。

## ⑫ 学校図書館と公共図書館との連携

子供たちにとって学校図書館は、一番身近に本や情報と接することのできる場所であり、司書や先生、友達とふれあえる大切な場所です。しかし静岡市の小・中学校で、資格のある専任司書がいる学校図書館はひとつもありません。予算もわずかです。子供たちが本を通じて広い知識を得、考える力を豊かに養えるよう、学校図書館を人の面でも資料の面でも、もっともっと充実させていくことが必要です。

また、公共図書館と学校図書館の協力・連携によって、子どもたちへのサービスを緊密にしていくことも考えなければなりません。たとえば、子どもの本についてとか児童サービスのあり方についての研修、学習に必要な資料やブックリストの作成などは、共同でやればいいっそう効果的でしょう。公共図書館は本や資料を提供したり、予約や読書相談を受けたり、本の紹介をしに行ったりして、学校図書館を援助できます。学校では、本の探し方借り方などを教え、子どもたちが、図書館を使って「自分で調べ、自分で考える」方法を身につけられるようにします。最高の図書館教育は最高の学び方教育なのです。

もちろん、ふたつの図書館が力を合わせるにあたっては、静岡市の学校図書館の充実が前提となります。

### ⑬ 予算の1%を図書館費に！

浦安市立図書館は、全国的に見てトップクラスのサービスをしている図書館です。その浦安と静岡を比べてみましょう。

住民一人あたりの資料費	静岡市 342円	浦安市 1188円
住民一人あたりの貸出冊数	静岡市 4冊	浦安市 11冊

静岡市の資料費は、浦安市の三分の一にすぎません。すると住民の利用も三分の一になってしまいます。資料費と貸出冊数が結びついていることがよくわかるでしょう。十分な資料費なしに、よい図書館——市民に広く使われ、信頼される図書館はありえないのです。

私たちが「予算の1%を図書館費に」と主張するのは、これが住民一人あたりのサービスを向上させるための、一番よい指標だからです。現在の静岡市の図書館費は予算の0.36%、1%の三分の一程度にしかすぎません。

図書館は他の社会教育施設と比べて、二倍から十倍も多くの人利用されています。それなのに、利用者一人当たりの費用は少ない方から2番目です。しかも、この資料費は使われてなくなるのではなく、蔵書コレクションとなり、市民の財産として年々蓄積されていくのです。税金を広く市民に還元するという点で、こんな効率的な使い道はありません。

### ⑭ 住民参加の窓口としての 図書館協議会の充実を

図書館協議会は、図書館長の諮問機関という位置づけで設置されています。メンバーは学識経験者としての学校教育・社会教育関係者、経済人、婦人会役員、文庫の会代表の10名で、年4回の会合が開かれています。この機関が、市民参画の窓口の役割を十分果たせるよう、また、よりよい図書館づくりのための政策提言ができるようにするには、つぎのような変革が必要です。

- ①図書館に精通している委員と利用者代表の委員を増やし、実質的な議論ができるようにします。ひんぱんに図書館を利用してきた経験のある人でなければ、改善のための有効な提案などできないでしょう。
- ②会合を年4回から年12回（月1回）にして、議論を深め、それを提言としてまとめられるようにします。本当に図書館をよくしていく提案を作るためには、最低そのくらいの回数が必要です。
- ③会議の経過・提言の内容・図書館の対応はすべて情報公開し、市民に提供します。図書館協議会がどんな活動をしているか、それがどんなふうに役立っているのか、きちんと外部に知らせていくことが大事です。

## ⑯ 市域を越えた図書館ネットワークの整備を

一つの自治体の図書館だけでは、収集できる資料にも提供できるサービスにも限りがあります。図書館サービスへの期待がより高度化するにつれ、それに応えるために、行政のわくを越えて、図書館どうしでの資料の相互貸借が頻繁に行われるようになりました。利用者の側も、生活圏が拡大し、市域を越えた往来が増えているため、従来よりずっと広い範囲の図書館を利用できるようになりました。

こうした状況を反映して、周辺市町村の図書館を相互利用できる広域ネットワークが全国で幾つか誕生しています。静岡市と清水市の間でも、相互に相手方の住民に貸出カードを発行する取決めがされています。今後は同じような相互利用の関係を、隣接市町村との間で作っていく必要があるでしょう。

貸出カードの相互発行だけでなく、コンピューターネットワークの整備、連絡車の巡回、資料の共同保管など、相互協力が必要なことは沢山あります。これらは、県立図書館を中心になって行うべき事業です。県内図書館が有効なネットワークづくりをするための調整とバックアップを、県立図書館に働きかけていかなくてはなりません。

## ⑰ 広がる市民のネットワーク

静岡市の図書館運動は、まず母親中心の家庭文庫活動から始まりました。やがてこの中から、新図書館（地域館）建設を求める運動がおこり、いくつもの図書館づくりの会が生まれました。図書館ができた所では、図書館友の会が活動をするようになりました。こうした会が相互に連絡・協力していく中から、図書館にかかわる市民のネットワークが育ったのです。図書館は結果として、活動する市民を育てる機関ともなりました。「静岡市の図書館をよくする会」はこのネットワークの一つです。

これから図書館は情報提供者として、市民生活の自由と公平を保障していくなければなりません。その時、図書館を見守り、応援し、時には批判や提言を行う市民ネットワークの役割もますます重要になってくるでしょう。このネットワークをもっと育て、広げていくことが大切です。

たとえばインターネットなどは、時間や距離を越えて、共通するテーマを考え討論する場を生み出しています。図書館にかかわる市民のネットワークも、もっと先へ広がっていけます。そうしたより広い視点・連携を得ることで、図書館のための活動もより有効なものになっていくでしょう。

## ⑯ 市民の知る自由と図書館の自由を守る

図書館は、市民の「思想善導」のための機関ではなく、市民の知る自由を実現し、生涯にわたる自由な学習を支援するための機関です。悪書といわれる本でも、その内容の是非を判断するのは一人一人の読者としての市民なのですから、すべての出版物を収集し、市民が利用できるようにすることこそ、図書館の理想的な姿と思われます。

市民の知る自由を守り、発展させていくために、まずできることは、貸出点数を増やす事です。貸出点数の制限をなくしてしまう公共図書館も増えてきています。静岡市の図書館で、家族・親戚や、時には友人のカードを使って資料を借りる市民が多くいる現状は、制限緩和に対するニーズを示していると言えるでしょう。またこうした状況は、貸出点数の実質的不平等や、家族・親戚の知る自由とプライバシーの侵害のおそれをも示唆しています。貸出点数制限の緩和・撤廃は、これらの問題解決の切り札といえるでしょう。

次に図書館自体が、「図書館の自由」※への強い姿勢を示してくれることです。「図書館の自由宣言」を入口に掲示して、市民の知る自由保証への意欲と責任を明らかにする図書館がふえていますが、静岡市でも早急に実現してほしいものです。利用案内にもプライバシーに関する項目がほしいし、図書館が市民の知る自由を守るためにどんなことをしているのか、展示や特集などで、広くPRしていくことも大事です。

何より重要なのは、「図書館の自由」が侵害されるおそれのある問題が発生した時、ただちに「図書館の自由」を守るための対応がとれる体制を、図書館内部に作ることです。職員研修に組み込むことも必要でしょう。専門職たる司書が一団となって対応できるかできないかで、事態はまったく違ってくるからです。事実、過去に起こったいろいろな事件では、「自由委員会」といった組織を持つ図書館はみな、適切な対応をとることができました。

もう一つ重要なのは、こうした活動をすべて市民に公開する、ということです。きちんと情報公開して、図書館の置かれている状況を知らせてゆく、そうすれば困難を問題が起こった時、「私たちの権利」を守るために、市民も図書館に協力した活動を起こすに違いありません。「図書館の自由」は、何よりも市民の知る自由を守るためのものなのですから。

※図書館の自由…日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」によれば、  
①資料集の自由、②資料提供の自由、③利用者の秘密の保護、④すべての検閲への反対、の四つをその内容とします。

## ⑯ 図書館ボランティアは三つの力の集まるところ

私たちは、図書館とボランティアがよりよい関係を作るためには、次の三つがぜひとも必要だと考えます。

- ①あくまで市民の自主的自発的な活動であること（図書館の人手不足解消のための安上がりな下請けとして使われてはなりません）
- ②図書館がボランティアを受け入れられる体制にあること（ボランティアの活動を有効に活かす力量、ボランティアを含めた図書館全体をシステムとして構築・運営できる力量が必要です）
- ③その活動が本当に図書館をよくするものであること（たとえやりたいという人がいて、図書館がそれで当面助かるとしても、長い目で見て図書館のためにならないと判断されたら、やめるべきです）

つまり、市民の自主的活動力・図書館の構想、運営力・両者が持つよい図書館とは何かという判断力、この三つが重なった部分に、初めて、図書館ボランティアの活動領域が生まれるのであります。ボランティア本来の趣旨を生かす活動をするためにも、市民と図書館がよりよい協力関係を作って、図書館づくりを進めていけるシステムづくりが望まれます。

ボランティアが自主性や独自の判断を持ち、活動方針などを打ち出すためには、組織が必要です。この点で、アメリカにある「図書館友の会」は参考になります。友の会は、ボランティアや利用者としての経験を図書館運営に反映させるため、図書館と対等な立場で議論し、提言できます。また市民としての立場から、図書館PRや募金活動など、側面から図書館を支援する運動もあります。友の会は公的にも図書館システムに組み入れられているのです。

図書館ボランティアが本当に意義あるものとなるためには、こうした友の会的な組織が、図書館とボランティア希望者の仲介役となるのが望ましいでしょう。そして、先の3つの点を考慮しながら活動を進めていくのです。しかし、こうした友の会が成り立つためには、図書館が地域に開かれていること、市民を受け入れる度量を持つこと、図書館長や職員にボランティアをリードできる専門性と経験があること、市民の側も図書館へ提言できるだけの組織と力量を育てることが欠かせません。

よい図書館とは何か、真の市民サービスとは何をすることなのか、そのために図書館がやるべきこと、市民がやるべきこと、等々を図書館と市民が自由に話し合い、一緒に図書館を育てていくことができる——それがボランティア活動の基本だし、そして目標でもあるのです。

# 第 三 章

## 静岡市立図書館関係年表

年 月	図書館	市民運動・図問研・図書館分会
		1964年頃から家庭文庫始まる
1969		杉の子文庫
5	図書館開設準備室を社会教育課内に設置 職員 2 (社会教育課付)	
9	建物の改修工事に着手	
10	市議会にて「静岡市立図書館条例」議決 職員 5	
11	職員 6	
12	静岡市立図書館開館 職員 8 (館長は社会教育課長兼任) 貸出 (変形ブラウン) 2 冊10日間 蔵書 2万8千冊 開館 月～土 (10時～18時) 2・3 日 (10時～17時)	
1970. 4	職員11	
1971		みつばち文庫
3	駿河古文書会結成	
4	児童室を設置 貸出 4 冊 2 週間 職員12	
6	専任館長就任	
11	支所・連絡所・小学校に団体貸出を開始 瀬名東部町地に出張貸出(個人)を開始	
1972. 2		「静岡子どもの本を読む会」結成
1973. 9		「読む会」陳情 『市の東西南北に図書館を』
1975		「読む会」陳情 4341名 『図書館計画策定を』
1976		「読む会」紙芝居購入要望
1977		ふきのとう文庫
1978		ともだち文庫

		丘の上文庫 静岡おはなしの会結成
4	職員14	
8	スライドとお話の会始まる。	
9	移動図書館車「たちあおい」運行開始	
1980. 5	こかけ文庫始まる。	
1981		
3	図書館建設調査費予算議決 貸出5冊2週間	
6	身体障害者のための郵送貸出開始	
7	図書館建設についてアンケート実施	
11	静岡市立図書館協議会、 仮称静岡市立中央図書館建設基本構想に ついて答申、教育委員会にて承認される	
1982		トモエ文庫
7	中央図書館建設費議決	
12	中央図書館建設工事着手	
1983		やどかり文庫
7	電算機導入機種内定(富士通)	「読む会」陳情 6542名 『市の中心部に図書館存続を』
1984. 2	中央図書館建設主体工事竣工	
4	中央図書館開館準備のため閉館	
7	中央図書館開館式挙行、一般貸出開始 貸出 本5冊AV2点2週間 開館 火～金(10時～18時) 土日(10時～17時) 視覚障害者のための郵送貸出開始	
8	移動図書館ステーション、11か所となる	
11	駿府町ステーション開設	
12	静岡市立中央図書館建物中部建築賞入賞	

1985.	1	利用者用駐車場設置	
	3	福祉ボランティアグループ発足 「ひびきの会」と命名	
1986		南部図書館と市商高校図書館併設案浮上	「読む会」要望書 『南部図書館は独立館に』
	3	身体・視覚障害者に対する宅配開始	
	4	職員15	
	8	追手町図書館開館式挙行、一般開館始 職員6 駿府町ステーション廃止	
1987			セナル文庫
	4		「静岡市の図書館を考える会」発足 記念講演(関智恵子氏)
	6	清水市と個人図書館相互利用制度始まる	「駅南により図書館をの会」発足 「羽鳥により公民館・図書館をつくる 会」発足 「羽鳥の会」講演会( 漆原宏氏)
	8		「羽鳥の会」要望書提出
	9		「考える会」市長と懇談
	10		「羽鳥の会」要望書提出 「考える会」菊川・浜松図書館見学
	12		「考える会」図書館職員と懇談
1988.	3	仮称西北部複合施設建設費議決	「羽鳥の会」講演会(坂本五十鈴氏) 「静岡市職員労働組合連合会 図書館分会」発足
	7	競輪場ライブラリー開設	
	9		「静岡市の図書館をよくする会」発足 「羽鳥の会」イベントに図書館職員ブッ クトーク『子どもと本とおかあさん』
	10		「分会」増員要望チラシ配布 「よくする会」講演会(池上洋通氏) 『みんなで南部の図書館を考える集い』

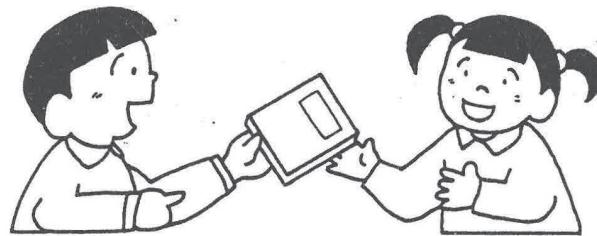
	11		「よくする会」市長と懇談 「よくする会」パンフ作成 『まちづくりと図書館』
1989. 1	静岡市第七次総合計画中に 文化振興財团設立案		「考える会」講演会（菅原俊氏）
2			「長田みんなの図書館のぞむ会」発足 陳情採択『長田地区へ図書館建設を』 「よくする会」浦安図書館見学会 「よくする会」陳情採択 『静岡市の図書館をよくする政策を』
4			「静岡市職員労働組合連合会・図書館 分会」設立
7	薬科図書館開館式挙行、一般開館始		
10			「考える会」富士東・富士宮図書館見学 「櫻の会・東部にもよい図書館を」発足
11			「考える会」南部図書館建設要望書
12			「よくする会」シンポジウム 『これが理想の南部図書館だ』
1990. 2	仮称南部図書館・視聴覚センター建設費 議決される。		「櫻の会」東部図書館建設陳情署名提出 「よくする会」厚木・藤沢図書館見学
4	中央図書館利用者用駐車場増設		
7	仮称南部図書館・視聴覚センター起工式		「櫻の会」講演会（山崎翠氏）
8			「櫻の会」陳情書
10			日本図書館協会全国大会静岡で開催 「よくする会」出版 『静岡市民の図書館基本構想 ・第一次試案』
1991. 2			「よくする会」菊川・新居図書館見学 「よくする会」市議選候補者への 図書館アンケート
3			「よくする会」パネルディスカッション 『育てよう図書館』（森崎震二氏）
6			「図書館問題研究会静岡支部」設立 記念講演会（大沢正雄氏） 「よくする会」婦人会館図書室への 要望書提出

	7	「樽の会」けやきまつり 漆原宏氏図書館パネル展
	9	「図問研」国立国会図書館見学
	10	「樽の会」講演会（赤木かん子氏）
1992. 1		「考える会」講演会（寺田芳朗氏）
	2	「樽の会」加納正己氏を囲む会
	3	「長田の会」尾焼津・前田市議を囲む会
	4	南部図書館・視聴覚センター建物竣工 「樽の会」全国複合施設アンケート
	6	「樽の会」市長面談・要望書提出
	7	電算システムバージョンアップ 南部図書館・視聴覚センター開館式挙行 一般開館開始 「考える会」竜洋・島田図書館見学
	9	静岡市・社会教育部を対象に「民間委託 できる業務の洗い出し」作業実施 図書館は、資料運搬を擧げる 「図問研」町田図書館見学
	10	「樽の会」しばおさむ氏を囲む会 「樽の会」要望書提出
	11	「よくする会」シンポジウム 『南部図書館のこれまでとこれから』
	12	「図問研」図書館見学・清水
1993	市立図書館7館構想	
	1	南部図書館移動図書館車巡回開始
	2	新聞に、静岡市の経費節減策として 「ボランティアで職員数の抑制を」 という記事が載る
	3	仮称東部図書館設計委託議決 「図書館分会」委託反対の要求書を提出
	4	「図書館分会」委託図書館視察 足立区立図書館・京都市立図書館
	5	市「事務業務見直し」を各課に指示（文 化財団へ委託できる業務の洗い出し） 「図問研」総会・委託問題勉強会
	6	「図書館分会」図書館協議会委員あてに 委託反対の要請文を送付 「よくする会」「考える会」「読む会」

		『文化財団の管理運営対象施設から図書館を除いてほしい』旨の要望書を提出 「図問研」委託問題の勉強会 和光市・調布市職員 東部複合施設事務室一体化設計案提案 『図書館サービスの充実を求める静岡住民の集い』東伊豆図書館にて
7		「考える会」委託問題学習会 (鈴木由美子氏)
8		「よくする会」委託反対パンフ配布 「よくする会」「考える会」 委託反対の要望書を市に提出 市の記者クラブでレクチャー
9		「図書館分会」 東部図書館設計変更の要求書提出 「美和に身近な図書館をつくる会 準備会」発足
10		「よくする会」図書館の財団委託について市と話し合い 社会教育課による文化財団説明会 『東部図書館より部分委託の予定』
11		「図問研」 『図書館の委託を考える』学習会 (足立区立図書館職員) 図書館問題研究会と同静岡支部 図書館委託再考の要望書を市長あて提出 県内の図書館と職員にアピール送付 学習会の模様テレビ放映 『図書館の委託を考える』ミニ特集も
1994		やかまし村文庫
2	市が藻科図書館・公民館の館長兼任提出 東部図書館・公民館の事務室一体化が 設計の最終決定案とされる	
3	仮称西奈地区複合施設建設費議決 仮称長田図書館地質調査・設計委託議決 館長兼任案先送りとなる	「分会」 藻科図書館館長兼任反対ビラを配布 「よくする会」「考える会」「読む会」 『図書館分館の館長は専任で』要望書
4	藻科図書館に専任館長配置 東部図書館4月オープンの指示	「分会」 新設館の開館時期と職員配置の要求書 「図問研」静岡・神奈川支部交流会 「よくする会」市議選・市長選候補者 への図書館アンケート

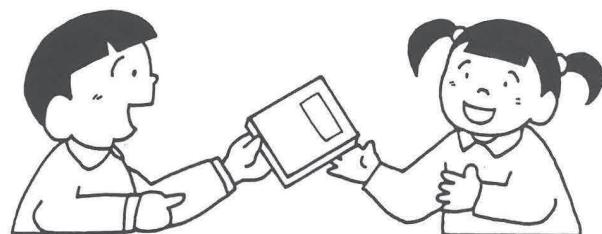
	5	「考える会」石和町立図書館見学 「美和の会」連続講座開始（9月まで） 『美和郷土史を学ぶ講座』 「長田の会」大沢前館長を囲む会
	7	仮称長田図書館設計試案
	8	「長田の会」社会教育部長等との懇談 『長田図書館設計について』
	9	「長田の会」設計についての要望書提出 「分会」社会教育課と交渉 『長田図書館設計変更要求について』
	10	「分会」長田図書館設計の要求書提出
	11	西奈図書館着工式 「分会」川口設計事務所と話し合い 「樽の会」運営に関する要望書提出
	12	「分会」社会教育課長と確認書 『長田図書館設計について』
1995.	1	「図問研」学習会 『子どもの絶版本を楽しもう』
	2	第一回静岡県図書館づくり交流会
	5	「樽の会」市長面談・要望書提出
	6	「よくする会」富士市立図書館見学
	7	『学校図書館のあるべき姿を考える学習会』
	11	「美和に身近な図書館をつくる会」発足
	12	「カスパル」申し入れ “図書館の『タイ買春読本』廃棄を” 「樽の会」要望書提出『専任館長を』
1996.	1	『タイ買春読本』問題新聞記事掲載
	2	「アジアを考える静岡フォーラム」主催 『タイ買春問題シンポジウム』 「よくする会」廃棄に反対するアピール
	3	「『タイ買春読本』購入経過と図書館の考え方」掲示
	4	電算システムバージョンアップ 西奈図書館開館 「考える会」県社会教育課との面談 『ボランティア資格認定問題』 「よくする会」シンポジウム 『タイ買春読本問題を考える』

		「ほんとうの学校図書館を育てる会・ 静岡・準備会」発足
5		図書館関係5団体が連盟で県教育委員会へ要望書提出『県教委によるボランティアの資格認定制度は再考・廃止を』
7		ボランティア資格制度問題について県教委からの回答を受け再度要望書提出  「すすきの会」主催講演会 『動き始めた学校図書館』(塩見昇氏)  「よくする会」出版 『静岡市立図書館への「タイ買春 読本」廃棄要求問題資料集』 「よくする会」 図書館問題研究会全国大会・自由の分科会にて、事例発表 「よくする会」 日本図書館協会主催・全国図書館大会 自由分科会にて、事例発表
11		「育てる会」市の図書主任研修会参加
1997. 1		第二回静岡県図書館づくり交流会  「育てる会」市教委と懇談
2		「美和の会」市議会に陳情書名提出
3		「美和の会」陳情、市議会で継続審査
4	長田図書館開館	『第二回静岡県図書館づくり交流会 記録集』
9		「美和の会」陳情市議会で採択、八次総で検討





		「ほんとうの学校図書館を育てる会・ 静岡・準備会」発足
5		図書館関係5団体が連盟で県教育委員会 へ要望書提出 『県教委によるボランティアの資格認定制度は再考・廃止を』
7		ボランティア資格制度問題について県教 委からの回答を受け再度要望書提出  「すすきの会」主催講演会 『動き始めた学校図書館』（塩見昇氏）  「よくする会」出版 『静岡市立図書館への「タイ買春 読本」廃棄要求問題資料集』 「よくする会」 図書館問題研究会全国大会・自由の 分科会にて、事例発表 「よくする会」 日本図書館協会主催・全国図書館大会 自由分科会にて、事例発表
11		「育てる会」市の図書主任研修会参加
1997. 1		第二回静岡県図書館づくり交流会  「育てる会」市教委と懇談
4	長田図書館開館	『第二回静岡県図書館づくり交流会 記録集』



静岡市図書館関連市民団体

長田みんなの図書館のぞむ会

学校図書館を考える会・静岡

静岡こどもの本を読む会

静岡市の図書館を考える会

静岡市の図書館をよくする会

図書館友の会けやき

美和に身近な図書館をつくる会

市民の図書館基本構想・第二次試案

1998年1月1日 発行

編集 静岡市の図書館をよくする会

発行 静岡市の図書館をよくする会  
事務局

静岡市二番町69-9 林

☎ 054-253-2051

静岡市大工町2-18 佐久間

☎ 010-290-9257